

○静岡県公安委員会事務専決規則

(昭和62年7月29日静岡県公安委員会規則第8号)

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の権限に属する事務のうち、静岡県警察本部長（以下「本部長」という。）が、公安委員会に代わって専決することができる事務について、必要な事項を定めるものとする。

(専決事務の範囲)

第2条 本部長は、別表1に定める公安委員会の権限に属する事務を専決することができる。ただし、異例に属するもの又は公安委員会が特に指示した事項については、公安委員会の決裁を受けなければならない。

(部課長及び署長の専決)

第3条 本部長は、前条に定める専決事務のうち、別表2に指定した事項を除き、その一部を部課長等又は警察署長に専決させることができる。

(報告)

第4条 本部長は、前2条の規定に基づき専決した事項のうち、別表2に指定した事項については、次の公安委員会の会議において、その概要を報告しなければならない。

附 則

- 1 この規則は、昭和62年8月1日から施行する。
- 2 静岡県公安委員会事務専決規程（昭和38年静岡県公安委員会規程第2号）は、廃止する。

附 則（平成2年4月10日県公委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年8月31日県公委規則第13号）

この規則は、平成2年9月1日から施行する。

附 則（平成2年12月28日県公委規則第17号）

この規則は、平成3年1月1日から施行する。

附 則（平成3年3月1日県公委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年8月8日県公委規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年2月28日県公委規則第2号）

この規則は、平成4年3月1日から施行する。

附 則（平成5年1月7日県公委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年7月30日県公委規則第12号)

この規則は、平成5年8月11日から施行する。

附 則(平成6年2月7日県公委規則第2号)

この規則は、平成6年3月1日から施行する。

附 則(平成6年5月10日県公委規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年9月30日県公委規則第23号)

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附 則(平成7年3月16日県公委規則第3号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成7年9月28日県公委規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年1月12日県公委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年6月27日県公委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年5月8日県公委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年10月17日県公委規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年3月31日県公委規則第4号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成10年10月1日県公委規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年4月8日県公委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年4月6日県公委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年6月22日県公委規則第8号)

この規則は、平成12年7月1日から施行する。

附 則(平成12年11月24日県公委規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年3月1日県公委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年9月6日県公委規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年3月20日県公委規則第2号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成14年5月31日県公委規則第8号)

この規則は、平成14年6月1日から施行する。

附 則(平成15年2月28日県公委規則第1号)

この規則は、平成15年3月1日から施行する。

附 則(平成15年11月13日県公委規則第14号)

この規則は、平成15年12月1日から施行する。

附 則(平成16年11月30日県公委規則第14号)

この規則は、平成16年11月30日から施行する。

附 則(平成17年2月24日県公委規則第5号)

この規則は、平成17年2月24日から施行する。

附 則(平成17年3月18日県公委規則第9号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月30日県公委規則第19号)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日から道路交通法の一部を改正する法律(平成16年法律第90号)附則第1条第4号に掲げる施行の日の前日までの間、改正後の静岡県公安委員会事務専決規則別表1の593の項及び594の項中「道路交通法」とあるのは、「道路交通法の一部を改正する法律附則第2条の規定により行うことができる道路交通法の一部を改正する法律第3条の規定による改正後の道路交通法」とする。

附 則(平成17年12月26日県公委規則第32号)

この規則は、平成17年12月26日から施行する。

附 則(平成18年3月31日県公委規則第18号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日県公委規則第19号)

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

附 則(平成18年8月25日県公委規則第28号)

この規則は、平成18年8月25日から施行する。

附 則(平成18年10月26日県公委規則第32号)

この規則は、平成18年11月1日から施行する。

附 則(平成19年3月8日県公委規則第1号)

この規則は、制定の日から施行する。

附 則(平成19年5月17日県公委規則第15号)

この規則中別表1に640の項から650の項までを加える改正規定は平成19年6月1日から、その他の改正規定は制定の日から施行する。

附 則(平成19年9月13日県公委規則第25号)

この規則は、平成19年9月19日から施行する。

附 則(平成20年1月24日県公委規則第2号)

この規則は、平成20年1月24日から施行する。

附 則(平成20年3月6日県公委規則第6号)

この規則は、制定の日から施行する。

附 則(平成20年3月19日県公委規則第12号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年5月22日県公委規則第16号)

この規則は、平成20年6月1日から施行する。

附 則(平成20年6月26日県公委規則第18号)

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則(平成20年9月4日県公委規則第22号)

この規則は、平成20年9月4日から施行する。

附 則(平成20年10月30日県公委規則第29号)

この規則は、平成20年10月30日から施行する。

附 則(平成20年11月19日県公委規則第30号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成20年11月20日県公委規則第31号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成20年11月20日県公委規則第32号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成21年5月21日県公委規則第12号)

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則(平成21年5月21日県公委規則第10号)

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則(平成21年6月18日県公委規則第15号)

この規則は、平成21年6月18日から施行する。

附 則(平成21年11月26日県公委規則第23号)

この規則は、平成21年12月4日から施行する。

附 則(平成22年2月25日県公委規則第6号)

この規則は、平成22年2月25日から施行する。

附 則(平成22年4月15日県公委規則第9号)

この規則は、平成22年4月19日から施行する。

附 則(平成22年5月20日県公委規則第10号)

この規則は、平成22年5月20日から施行する。

附 則(平成22年5月20日県公委規則第13号)

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

附 則(平成23年4月7日県公委規則第12号)

この規則は、平成23年4月7日から施行する。

附 則(平成23年4月14日県公委規則第13号)

この規則は、平成23年4月14日から施行する。

附 則(平成23年7月7日県公委規則第15号)

この規則は、平成23年8月1日から施行する。

附 則(平成24年1月26日県公委規則第1号)

この規則は、平成24年1月26日から施行する。

附 則(平成24年3月30日県公委規則第10号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年5月17日県公委規則第12号)

この規則は、平成24年5月17日から施行する。

附 則(平成25年3月14日県公委規則第4号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月21日県公委規則第5号)

この規則は、平成25年5月1日から施行する。

附 則(平成25年7月4日県公委規則第11号)

この規則は、平成25年7月4日から施行する。

附 則(平成25年7月18日県公委規則第12号)

この規則は、平成25年7月18日から施行する。

附 則(平成26年2月20日県公委規則第1号)

この規則は、平成26年2月20日から施行する。

附 則(平成26年5月30日県公委規則第10号)

この規則は、平成26年6月1日から施行する。

附 則(平成27年2月20日県公委規則第3号)

この規則は、平成27年3月1日から施行する。

附 則(平成27年2月26日県公委規則第4号)

この規則は、平成27年3月1日から施行する。

附 則(平成27年3月20日県公委規則第10号)

この規則は、平成27年3月20日から施行する。

附 則(平成27年3月26日県公委規則第11号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年5月29日県公委規則第16号)

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

附 則(平成28年3月18日県公委規則第8号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日県公委規則第18号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年6月9日県公委規則第22号)

この規則は、平成28年6月23日から施行する。

附 則(平成28年9月8日県公委規則第25号)

この規則は、平成28年9月8日から施行する。

附 則(平成28年9月29日県公委規則第27号)

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則(平成28年12月15日県公委規則第34号)

この規則は、平成28年12月15日から施行する。

附 則(平成28年12月22日県公委規則第35号)

この規則は、平成29年1月3日から施行する。

附 則(平成29年3月10日県公委規則第3号)

この規則は、平成29年3月12日から施行する。

附 則(平成29年6月13日県公委規則第9号)

この規則は、平成29年6月14日から施行する。

附 則(平成31年1月17日県公委規則第1号)

この規則は、平成31年1月17日から施行する。

附 則(令和元年8月22日県公委規則第8号)

この規則は、令和元年9月1日から施行する。

附 則(令和元年11月21日県公委規則第12号)

この規則は、令和元年12月1日から施行する。

附 則(令和2年10月8日県公委規則第12号)

この規則は、令和2年10月8日から施行する。

附 則(令和2年11月26日県公委規則第15号)

この規則は、令和2年12月1日から施行する。

附 則(令和3年5月20日県公委規則第10号)

この規則は、令和3年5月20日から施行する。

附 則(令和3年11月11日県公委規則第20号)

この規則は、令和3年11月11日から施行する。

附 則(令和3年12月24日県公委規則第22号)

この規則は、令和4年1月4日から施行する。

附 則(令和4年3月4日県公委規則第2号)

この規則は、令和4年3月15日から施行する。

附 則(令和4年5月13日県公委規則第13号)

この規則は、令和4年5月13日から施行する。

附 則(令和4年6月9日県公委規則第14号)

この規則は、令和4年6月9日から施行する。

附 則(令和4年7月8日県公委規則第16号)

この規則は、令和4年7月8日から施行する。

附 則(令和4年9月15日県公委規則第17号)

この規則は、令和4年9月15日から施行する。

附 則(令和4年9月29日県公委規則第19号)

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則(令和4年11月10日県公委規則第22号)

この規則は、令和4年11月10日から施行する。

附 則(令和4年12月23日県公委規則第25号)

この規則は、令和4年12月23日から施行する。

附 則(令和5年3月24日県公委規則第8号)

この規則は、令和5年3月24日から施行する。

附 則(令和5年3月24日県公委規則第10号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月31日県公委規則第12号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月31日県公委規則第14号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年6月30日県公委規則第17号)

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

附 則(令和5年8月31日県公委規則第21号)

この規則は、令和5年9月1日から施行する。

附 則(令和5年12月21日県公委規則第29号)

この規則は、令和5年12月21日から施行する。

附 則(令和6年3月29日県公委規則第8号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月29日県公委規則第9号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年7月12日県公委規則第12号)

この規則は、令和6年7月14日から施行する。

附 則(令和6年9月26日県公委規則第19号)

この規則は、令和6年9月26日から施行する。

附 則(令和6年9月26日県公委規則第20号)

この規則は、令和6年9月26日から施行する。ただし、別表1の731の項の改正規定は、令和6年10月1日から施行する。

附 則(令和6年10月25日県公委規則第22号)

この規則は、令和6年10月25日から施行する。

別表 1

番号	事 務 内 容	
101	静岡県公安委員会公印規則 (平成13年静岡県公安委員会規則第18号)	第6条及び第7条に規定する公印の新調、改刻、廃止及び廃棄に関すること。
102	遺失物法 (平成18年法律第73号)	<p>1 第25条第1項に規定する施設占有者に対する報告又は資料の提出の求めに関すること。</p> <p>2 第25条第2項に規定する特例施設占有者に対する報告若しくは資料の提出の求め又は保管物件の提示の求めに関すること。</p> <p>3 第26条第1項に規定する施設占有者又は特例施設占有者に対する指示に関すること。</p> <p>4 第26条第2項に規定する特例施設占有者に対する指示に関すること。</p>
103	遺失物法施行規則 (平成19年国家公安委員会規則第6号)	<p>1 第28条に規定する特例施設占有者の指定に係る申請書の受理、指定特例施設占有者の公示に関すること。</p> <p>2 第29条第1項に規定する指定特例施設占有者の公示事項の変更届出の受理に関すること。</p> <p>3 第29条第2項に規定する指定特例施設占有者の公示事項の変更の公示に関すること。</p> <p>4 第29条第3項に規定する指定特例施設占有者の第28条第3項に掲げる書類の記載事項の変更に係る変更届出の受理に関すること。</p> <p>5 第30条第2項に規定する指定特例施設占有者の指定の取消しの公示に関すること。</p>
104	静岡県公安委員会特例施設占有者の指定等に関する規則 (平成19年静岡県公安委員会規則第28号)	<p>1 第2条第1項に規定する特例施設占有者に対する指定通知書の通知に関すること。</p> <p>2 第2条第2項に規定する特例施設占有者に対する不指定通知書の通知に関すること。</p> <p>3 第4条に規定する特例施設占有者の指定の取消しに係る聴聞及び指定取消通知書の通知に関すること。</p> <p>4 第6条に規定する特例施設占有者に対する指示に係る弁明の機会の付与に関すること。</p>
201	司法警察員の指定に関する規則 (昭和29年静岡県公安委員会規則第5号)	第1条ただし書の規定による司法警察員の指定に関すること。

202	公益通報者保護法 (平成16年法律第122号)	1	第13条第1項に規定する公益通報の受理等に関すること。
		2	第14条に規定する権限を有する他の行政機関の教示に関すること。

以下（別表1）省略

別表2

番号	事 務 内 容		
1	銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和33年法律第6号)		第27条の3の規定による警察官等による拳銃等の譲受け等に関すること。
2	静岡県集団示威運動等に関する条例 (昭和36年静岡県条例第57号)	1	第3条の規定による許可に関すること。
		2	第6条第1項第1号から第5号までに規定する条件の付与に関すること。